

広島県告示第八百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和二年八月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

福山市内海町字馬場崎山ハ二七九九の二四からハ二七九九の二六まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため